平成２７年（フ）第６３号
福岡県小郡市小郡761番地16
債務者　河島ひとみ
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１４２号
大分市高松東１丁目１番15号　マーベリー高松203
債務者　塩月　勇太
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１９号
宮崎県日南市南郷町中村甲3160番地16、前住所宮崎県日南市南郷町中村乙7051番地222県営栄松住宅３棟102号
債務者　松浦　郁代
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第１７号
長野県上伊那郡宮田村6195番地183　県住49号
債務者　菊池　里美
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第１８号
長野県上伊那郡南箕輪村3442番地１
債務者　橋元美智代
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第７１号
兵庫県明石市魚住町長坂寺730番地　県住８棟307号
債務者　山下麻衣子
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第７６号
兵庫県明石市大久保町駅前２丁目11番地の２　ミークハイツ306号、前住所兵庫県明石市魚住町錦が丘４丁目７番地の２　中西駅前ビル701号
債務者　政野　瑞世
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第８０号
兵庫県明石市大久保町谷八木623番地の１　グランドシャトー西明石405号
債務者　辻川　公彦
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第８４号
神戸市西区南別府１丁目９番地の６　サンフローラ南別府302号、前住所兵庫県明石市魚住町清水1585番地の２　グランプレステージ明石西Ⅲ－706号
債務者　佐野　麻美（旧姓水田）
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第３６号
福島県郡山市安積町成田字念仏坦西19番地の10
債務者　山崎千賀子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
福島県須賀川市森宿字ヒジリ田34番地10　南荘３号
債務者　有我　　忍
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１０７号
熊本市東区小山２丁目17番38号
債務者　北岡　宗博
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１８５号
熊本県上益城郡益城町大字惣領1440番地10ルミナス201号
債務者　森　　槙吾
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４０７号
名古屋市守山区大字下志段味字作り道1599番地の１　さくら荘202号
債務者　中塚　みか
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１４号
熊本市東区新南部４丁目１番５号　セントラルハイツ405
債務者　宮下美智子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２１７号
熊本市西区城山下代４丁目９番37号　B102、前住所熊本市東区新生２丁目23番６号
債務者　鹿尾　良一
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係